**第３章　相談支援専門員の養成・定着への取組み**

**１　市町村における取組み**

**（１）相談支援の質を向上するための人材育成**

**①　経験の浅い相談支援専門員へのサポート**

　大阪府では、研修を通して相談支援専門員の養成・育成に取り組んでいますが、初任者研修から現任研修の受講まで最大で５年間空くこともあり、相談支援業務に従事したばかりの相談支援専門員にとって、現任研修受講までの期間は、業務や自らの資質向上についての不安や焦りを感じる期間でもあります。

このような不安等を軽減し、相談支援の質の向上を図るためには、地域において経験の浅い相談支援専門員サポートする機会を設けることが必要です。

このため、市町村においては、相談支援事業所内のOJTだけでは補うことが難しい、身近な事例の検討や地域の相談支援専門員の経験、支援の課題となっている事柄を共有する研修会の実施などのサポートをすることにより、経験の浅い相談支援専門員の不安の軽減・資質向上を図ることが求められます。

**②　相談支援専門員の育成と資質向上**

現在、地域の相談支援の中核として活動している相談支援専門員が、大阪府障がい者自立相談支援センターが実施する専門コース別研修の受講などにより、ファシリテーション等の専門的な技術を習得し、地域の相談支援の充実に向けたマネジメントや地域の相談支援専門員を支援できるようスキルアップを図ることが求められています。

これら、相談支援に係る専門的スキルを高めた相談支援専門員を育成するためには、府域の課題や制度の動向等を踏まえた専門コース別研修を実施し、テーマ別の研修への参加機会を確保していくことが重要です。

また、これらの相談支援専門員に対しては、令和元年度からスタートした「主任相談支援専門員養成研修」の受講により、更なるスキルアップを図るとともに、修了後には、主任相談支援専門員として、自立支援協議会の運営・参画や人材育成のための研修企画等の役割を担うなど、地域おける指導的立場で活躍できるよう市町村との連携を図ることが望まれます。

**③　地域における支援**

地域における相談支援専門員の育成に向けては、その地域の実情に応じて、相談支援専門員に必要とされる知識・スキルなどの課題を抽出することが必要であり、基幹相談支援センターや自立支援協議会としても積極的に取り組むことが重要です。

人材育成の観点からも、基幹相談支援センターや自立支援協議会の役割として求められる地域の関係機関同士の連携の緊密化や地域の実情に応じた支援体制の整備が重要であることから、基幹相談支援センター及び自立支援協議会の更なる活性化が求められます。

**（2）市町村と相談支援事業所間の情報共有**

市町村においては、相談支援事業の実施者として、市町村内の相談支援のグランドデザインを描き、地域のネットワークを構築しながら、相談支援専門員のフォローアップや相談支援事業の円滑な実施に向けて取り組むことが求められます。

市町村域の相談支援体制の整備・推進のためには、まずは、市町村と相談支援事業所が現状や課題について情報を共有することが重要です。特に、計画相談支援等の推進にあたっては、市町村から計画作成の全体の必要者数や月ごとの更新者数を示し、全体の見通しを共有しながら、相談支援事業所の受入可能状況等について情報交換することが必要です。

また、計画相談支援等を実施するにあたり、アセスメントやニーズ整理、支援方法について、相談支援専門員は日々悩みながら取り組んでいることが想定されます。相談支援専門員が一人で抱え込むのではなく、悩みや課題を地域で共有し、解決に向けての取組みを検討していくことが求められます。

**（３）市町村における取組み事例（先行市町村事例）**

現在、府内市町村においては、相談支援事業所及び相談支援専門員の相談支援の質の向上に向けて、様々な取組みが進められています。

本章では、大阪府内の５つの地域（大阪市・堺市・豊中市・大東市・貝塚市）の人材育成に係る取組み事例についてご紹介します。

|  |
| --- |
| **大阪市「身近な地域における相談支援体制強化の取組み」** |
| **１．大阪市の概要**  （平成31年4月1日現在）   |  |  | | --- | --- | | 総人口（推計人口） | 2,728,981人 | | 障がい者手帳所持者数（H31.3末） | 身体：138,087人、療育：27,350人、精神：36,122人 | | 基幹相談支援センターの設置状況 | 24ヵ所（H30.4設置）※各区に障がい者基幹相談支援センター設置 | | 基幹相談支援センターの運営形態 | 民間委託型（社会福祉法人等に委託） | | 委託相談支援事業所の数 | 24ヵ所（各区障がい者基幹相談支援センターにおいて一体的に実施） | | 指定相談支援事業所の設置状況 | 指定特定：364ヵ所、指定障がい児：237ヵ所、指定一般：158ヵ所 | | 自立支援協議会の設置状況 | あり（H20.４設置） | | 相談支援部会の設置状況 | 各区にあり。市単位での設置はなし。 |   **２．大阪市の取組み　『障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるために』**  **◆大阪市の障がい者相談支援体制**  ➢平成24年度より、各区１ヵ所ずつ「区障がい者相談支援センター」、市内１ヵ所に「基幹相談支援センター」を設置  障がい者を取り巻く環境の変化に対応していくため、  身近な地域における相談支援体制を強化  　　（平成29年度まで）　　　　　　　　　　　　　　　（平成30年度から）  「区障がい者相談支援センター」　　　　　　　→　「区障がい者基幹相談支援センター」  「大阪市障がい者基幹相談支援センター」　→　「大阪市障がい者相談支援調整事業」  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　（大阪市障がい者相談支援研修センター）  ◆**平成30年度からの障がい者相談支援体制**  ➢区障がい者相談支援センターを「基幹相談支援センター」として位置づけ、身近な地域における中核的な相談支援機関としての役割を担うため体制強化を図った。  （平成29年度まで）  ● 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う（福祉サービスの利用援助、権利擁護など）  ● 自立支援協議会の企画・運営等に主体的に参画  ● 担当区域内の指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に対する後方支援  ● 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報又は届出の受理  （平成30年度から）  **＜人員配置＞**  **● 配置基準の引き上げ （配置基準の最低人員を２名→３名）**  **● 専門職配置数の引き上げ （３名区の専門資格者を１名→２名）**  **＜対応業務＞**  **● 複合課題に対応するための他施策分野 （地域包括支援センター等）との連携強化**  **● 地域移行のコーディネート業務の追加**  平成29年度まで  平成30年度から  **➢区障がい者基幹相談支援センターの業務内容**  （１）障がい者相談支援事業  （２）専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応  （３）地域の相談支援体制強化の取組（区からの依頼に基づく計画相談支援事業所の選定、指定一般・特定相談支援事業所に対する後方支援、地域の各種相談支援機関（地域包括支援センター等）との連携強化の取組  （４）区地域自立支援協議会の取組  （５）地域移行の推進に向けた取組（障がい者支援施設入所者等に向けた地域生活への移行に関する情報提供、障がい者支援施設等からの地域移行支援にかかるコーディネート  （６）権利擁護・虐待の防止のための取組  （７）障がい者施策等に関する本市からの周知や広報啓発活動への協力  　　※これまで各区障がい者相談支援センターで実施してきた「住宅入居等支援事業」については、平成30年度から各区障がい者基幹相談支援センターと9か所の地域活動支援センター（生活支援型）で実施。  **➢平成30～令和2年度の人員配置**   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 担当区域 | 必要職員数 | | | 有資格者  （左記の内数） | | | 常勤 | 非常勤 | 合計 | 相談支援  専門員 | 専門資格  取得者 | | 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・西淀川区・東成区・旭区・鶴見区・阿倍野区 | 1人 | 2人 | 3人 | 1人 | ２人 | | 淀川区・生野区・城東区・住之江区・東住吉区 | 1人 | 3人 | 4人 | 1人 | 2人 | | 東淀川区・住吉区・平野区・西成区 | 1人 | 4人 | 5人 | 1人 | ３人 |   **◆障がい者相談支援調整事業（大阪市障がい者相談支援研修センター）**  ➢これまで基幹相談支援センターが担ってきた、区障がい者相談支援センターの統括・後方支援機能を廃止し、「障がい者相談支援調整事業」として相談支援専門員に対する専門的研修業務など、集約して行うことが効果的な業務を実施。また、困難事例等へ対応するため、専門的知見を有するスーパーバイザーを派遣。  **➢大阪市障がい者相談支援研修センターの業務内容**  （１）相談支援専門員に対する専門的研修の実施  （２）障がい者理解に向けた啓発・広報  （３）ピアカウンセラーの養成・紹介  （４）障がい者支援施設等からの地域移行における連絡調整及び啓発・広報  （５）スーパーバイザーの派遣  　　　・困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センター等からの要請に応じて、専門的知見を有する者を派遣  （６）相談支援事業等に関する状況把握及び情報提供  **＜専門的研修の開催＞**  ➢毎年50以上の相談支援事業所が新規に指定を受けている状況にあることから、市域全域における相談支援事業所の一定の質の確保を図るため、例年、相談支援事業を開始して間もない相談支援専門員を対象としたフォローアップ基礎研修や、相談支援業務に従事後、一定年数を経た職員の更なる質の向上を目的としたステップアップ研修などを開催。  **研修テーマの例**  　　「フォローアップ基礎研修」  （対象：初任者研修終了後、相談支援事業に携わってから2年以内の相談支援専門員）  （講師：市職員、関係機関職員、基幹相談支援センター職員）  　　「本人中心の支援とは～その考え方と実践～」  　　　（対象：相談支援事業所職員、相談支援業務に関わっている方）  （講師：障がい福祉サービス事業所職員、学識経験者）  「精神障がいのある方へのよりよい支援のために」  （対象：相談支援事業所職員）  （講師：学識経験者、当事者、市職員ほか）  「障がい者虐待を未然に防ぐために～私たちができること～」  　　　　　（対象：市内在住・在勤・在学の方）  　　　　　（講師：障がい福祉サービス事業運営法人代表、市職員）  **＜スーパーバイザーの派遣＞**  ➢困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センター等からの依頼に基づき、専門的知見を有するスーパーバイザーを派遣し、指導・助言を行っている。  **◆自立支援協議会における取組み**  ➢各区地域自立支援協議会において相談支援事業所を中心に組織された部会を設置し、障がい者基幹相談支援センターの主体的な参画により取組を進めている。取組内容としては、それぞれの地域の状況に応じ、制度や社会資源に関する情報の共有、相談技術等に関する研修、事例検討、サービス提供事業者等に対する情報発信、市民向け啓発プログラムなど多岐にわたっている。  **◆指定相談支援事業所の新規開設勧奨**  ➢適切な計画相談支援の利用により、障がいのある方の地域での暮らしを支えていくためには、計画相談支援の提供体制の一層の充実強化が必須であることから、障がい福祉サービス等の事業を運営する法人あてに、現状を報告するとともに、新規の指定特定相談支援事業所の立上げや既存の指定特定相談支援事業所の強化について、文書等により呼びかけた。  ➢呼びかけにあたっては、「指定特定相談支援事業（計画相談支援）の充実に向けたご協力のお願いについて」の通知文に、「計画相談支援事業の概要についてとりまとめたもの」及び「国の制度設計を踏まえた給付費算定のモデル事例を作成したもの」を添付し、参考としていただくことで、新規開設や相談支援専門員の増配置を検討していただけるようにしている。  **◆他分野との連携（総合的な相談支援体制の充実事業）**  ➢市では、複合的な課題を抱えた人に対し、専門家等（スーパーバイザー）の助言を活用しながら、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談支援体制の充実に向けて取り組みを進めている。  ➢区保健福祉センターが中心となり「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、適切な支援につなげ解決を図るしくみを構築するほか、相談支援機関等の連携促進に向けた必要なツール等の開発、相談支援機関・区職員等を対象とした研修による人材育成など、分野横断的な連携のしくみづくりを行っている。 |

|  |
| --- |
| **堺市　『相談支援専門員の人材育成の取組』** |
| **１．堺市の概要**  （平成31年4月1日現在）   |  |  | | --- | --- | | 総人口（推計人口） | 829,088人 | | 障がい者手帳所持者数（H31.3末） | 身体：36,723人、療育：8,114人、精神：9,290人 | | 基幹相談支援センターの設置状況 | 8ヵ所（H24.4設置）※各区及び健康福祉プラザに設置 | | 基幹相談支援センターの運営形態 | 民間委託型（NPO法人に委託） | | 委託相談支援事業所の数 | 8ヵ所　※基幹相談支援センターと一体的に委託 | | 指定相談支援事業所の設置状況 | 指定特定：123ヵ所、指定障がい児：62ヵ所、指定一般：38ヵ所 | | 自立支援協議会の設置状況 | あり（H19.3設置） | | 相談支援部会の設置状況 | なし（相談支援ワーキンググループあり） |   **２．堺市の取組み**  **◆人材育成に向けた取組み**  ➢堺市障害者自立支援協議会ワーキンググループで、人材育成に向けた検討を行っている。  ➢基幹相談支援センターにおいて、各種研修会を開催。  特に、平成28年度から新任相談支援専門員に特化した「相談支援サポート事業」を実施。  ➢計画相談支援にかかる手引書の発行。  **◆相談支援サポート事業（基幹相談支援センターに委託）**  ➢計画相談について相談できる先輩が同じ職場にいない等の理由により、不安を抱える新任相談支援専門員を対象に勉強会を開催し、相談支援専門員の孤立化を防ぐとともに、計画相談の充実を図っている。  ➢対象は、現在、相談支援専門員として計画相談を行っており、経験が2年以内の方。  ➢勉強会は連続開催で年10回程度。各回ミニ講座とグループワークを通じて学ぶ。計画相談に従事する先輩相談員からアドバイスを受けることができる。  **【勉強会の特徴】**  　　★参加者が新任相談支援専門員ばかりなので、安心  　　★聞きたいことが聞ける  　　★同じ悩みを持つ人と一緒に考えることができる。  　　★経験豊富なサポーターがアドバイスしてくれる。  ➢勉強会では、各回でアンケートを実施。テーマ設定の参考にするとともに、受講者の声を事前に吸い上げて、研修の中で、アドバイスを行うなど、実効性のある研修となるようにしている。  【**令和元年度 新任相談支援専門員のための勉強会の内容**】   |  |  | | --- | --- | |  | 内　容 | | 第1回 | 障がい者の相談支援～相談支援専門員の役割について～ | | 第２回 | 堺市の計画相談の流れ | | 第３回 | 堺市の相談支援体制について | | 第４回 | インテーク・契約・アセスメントについて | | 第５回 | 初回面接場面におけるロールプレイ | | 第６回 | サービス等利計画案作成について～基礎編～ | | 第７回 | サービス等利計画案作成について～実践編～ | | 第８回 | サービス担当者会議について | | 第９回 | モニタリング・記録・請求について | | 第10回 | ふりかえり |   【**令和元年度 参加者の声**】  　＊「計画案の作成について」が、具体的で実践に役立った。  　＊聞くのが恥ずかしいような事もこの場では安心して話すことができた。  　＊他の相談員さんの計画を見る事ができ、考えの幅が広がった。  　＊手続きの流れやマニュアルに記載されていないところを先輩方から具体的に教えて頂き参考になった。  　＊相談できる人が職場にいないため、分からないことばかりで誰に聞けばよいのか不安だったが、参加してよかった。  　＊他の相談員さんがどこで困っているのかが分かった。  　＊学んだことを、即現場で生かすことができた。  　＊他の相談員さんとつながりを持てたことがよかった。  **◆各種研修情報の提供**  ➢大阪府実施の相談支援従事者研修をはじめ、各機関が実施している相談支援専門員が受講できる研修を集約し、「基幹相談支援センター」のホームページで情報提供している。  ➢同ホームページの「研修情報を知りたい」のページでは、トップページに各種研修を募集チラシとともに掲載。年間の研修計画が一覧表で見ることができ、相談支援事業所の研修計画に活用したり、相談支援専門員が自らの習熟度や業務の予定等を調整しながら、研修を選択（受講）できるようにしている。  **◆各区指定事業所連絡会との連携**  ➢各区指定事業所連絡会で情報共有、事例検討会等を実施。連絡会で実施した課題や検討内容等については、区自立支援協議会に報告し、相互で情報共有を図っている。  **【連絡会での取組例】**  　　　●事例検討から抽出した地域課題の検討  　　　●個々の実践の中での困りごと・社会資源の共有  　　　●当事者から発信される日々の生活での困りごとの共有  　　　●他機関（高齢、障害福祉サービス等）との交流　　など |

**◆「基幹相談支援センター」ホームページ（URL：**[**https://sakai-soudan.net/training/**](https://sakai-soudan.net/training/)**）**

****

年間の研修計画が

一覧憑で確認することができます。



|  |
| --- |
| **豊中市『官民共同によるお互いの強みを活かした相談支援体制』** |
| **１．豊中市の概要**  （平成31年4月1日現在）   |  |  | | --- | --- | | 総人口（推計人口）（H31.4） | 398,479人 | | 障がい者手帳所持者数（H31.3末） | 身体：13,611人、療育：3,222人、精神：3,727人 | | 基幹相談支援センターの設置状況 | １ヵ所（H26.4設置）※市障害福祉センターひまわり内に設置 | | 基幹相談支援センターの運営形態 | 官民共同運営型（市と民間法人で業務分担） | | 委託相談支援事業所の数 | ９ヵ所 | | 指定相談支援事業所の設置状況 | 指定特定：31ヵ所、指定障がい児：29ヵ所、指定一般：27ヵ所 | | 自立支援協議会の設置状況 | あり（H20.4設置） | | 相談支援部会の設置状況 | あり（H20.4設置） |   **２．豊中市の取組み**  ◆相談支援事業所のバックアップ（基幹相談支援センター）  ＜研修会の開催＞  ➢市域相談支援事業所の相談員や障がい福祉事業所職員を対象に、定期的に主催研修を実施。  ➢研修の企画の際は実務担当者からの意見を参考に、法制度、相談支援に必要な基本的知識と技術、介護や医療等の他分野との連携など幅広いテーマを取り上げることで、相談支援専門員としてのサービスの向上、日々の業務に活かせる機会としている。  **【研修テーマの例】**  　　　「意思決定支援のプロセスと相談支援の果たす役割」（講師：学識経験者）  「わかりやすい障害年金入門」（講師：社会保険労務士）  　　　「相談支援専門員としての障害者差別解消法の理解」（講師：弁護士）  「医療の立場からの相談支援」（講師：精神科医）  「法制度の改正、介護予防・日常生活支援総合事業等」（講師：市職員）  ＜エリア会議の開催＞  　➢基幹相談支援センターの相談員3名が担当するエリア（北・中・南）ごとに、相談員対象の会議を開催。  ➢エリアごとに開催することで、より顔の見える関係づくりと困難事例への対応、地域課題の抽出などに取り組み、相談支援体制の一層の充実化を図っている。  ＜学識経験者及び弁護士によるアドバイザー事業＞  　➢障がい者基幹相談支援センターに相談支援を専門とする学識経験者及び弁護士をアドバイザーとして配置し、より質の高い相談支援を提供できるよう相談支援専門員への指導・助言を行っている。  　➢月に1回、学識経験者を助言者として『事例検討会』を開催。相談支援専門員が一人でケースを抱え込まないよう防止するとともに、専門的見地からの意見を聴く場としている。  　➢月に1回、大阪弁護士会から障がい福祉分野に精通した弁護士を派遣してもらい、『法律相談』を実施。また、派遣弁護士による法律に関連した『ミニ講座』も行っている。  **【ミニ講座テーマ例】**  障がい者差別解消法、労働関係法、医療観察制度、相続・離婚　等  ◆関係機関のネットワーク構築（相談支援事業所連絡会：豊中市障害相談支援ネット―ワークえん）  　➢豊中市の働きかけにより市内の相談支援事業所で構築されたネットワーク組織。  　➢相談員の情報交換や支援困難な個別事案の検討会、研修会を企画・実施するほか、自立支援協議会と連携した地域課題の対応協議や検討、児童・高齢などの他分野の事業所連絡会との合同会議を開催するなど、互いの強みを共有できる仕組みづくりを通して、相談支援専門員のスキルアップ及び相談支援事業所の相互連携協力体制の強化を図っている。  ◆相談支援マニュアル〔自立支援協議会〕  　➢初めてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員のために、『計画相談支援・障害児相談支援マニュアル』を作成し、相談支援の流れやサービス等利用計画の作成方法を分かりすく紹介するとともに、サービス等利用計画作成の対応基準の統一化を図っている。  　➢平成29年1月初版、平成31年4月改訂（※障害者総合支援法・児童福祉法改正（平成30年4月）に伴い改訂）   |  |  | | --- | --- | | 計画相談支援・障害児相談支援マニュアルの内容〔豊中市（豊中市障害者自立支援協議会）〕 | | | 第１章　豊中市における障害者相談支援  １　豊中市の障害施策の基本理念  ２　豊中市の相談支援について  （１）相談支援とは  （２）豊中市の相談支援体制（地域割表）  第２章　相談支援とは  １　相談支援専門員の役割  ２　計画相談支援  　 　（１）計画相談支援とは  　 　（２）計画相談支援の対象者  　 　（３）計画相談支援業務の流れ  　 　（４）障害児相談支援  ３　障害者総合支援法におけるサービス体系  ４　障害児のサービス体系 | 第3章　計画相談支援・障害児相談支援　実務編  １　計画相談支援・障害児相談支援のプロセス  （１）支給決定プロセスと計画相談・障害児相談の流れ  （２）各手続きにおける留意点  （３）各支給決定プロセスにおける『サービス等利用計画』様式と申請様式 一覧  ２　請求事務  （１）報酬算定構造と請求のタイミング  （２）障害児の請求について  （３）上限管理について  （４）特定事業所加算（計画相談支援・障害児相談支援）について  （５）その他の加算（主なもの）について  （６）介護保険に関する減算について  （７）代理受領について  （８）高額障害福祉サービス費について  3　Q＆A  4　様式集 | |

|  |
| --- |
| **貝塚市　『新規事業所の拡大とアンケート結果に基づく研修の実施』** |
| **１．貝塚市の概要**  （平成31年4月1日現在）   |  |  | | --- | --- | | 総人口（推計人口） | 86,613人 | | 障がい者手帳所持者数（H31.3末） | 身体：3,680人、療育：821人、精神：766人 | | 基幹相談支援センターの設置状況 | １ヵ所（H29.4設置）※貝塚市社会福祉協議会内に設置。 | | 基幹相談支援センターの運営形態 | 民間委託型（社会福祉協議会に委託） | | 委託相談支援事業所の数 | 2ヵ所 | | 指定相談支援事業所の設置状況 | 指定特定：17ヵ所、指定障がい児：12ヵ所、指定一般：5ヵ所 | | 自立支援協議会の設置状況 | あり（H20.3設置） | | 相談支援部会の設置状況 | あり（H20.3設置） |   **２．貝塚市の取組み**  **◆相談支援体制拡充への取り組み**  ➢相談支援体制を強化するため、特定事業所の拡充とアンケート結果に基づく研修を実施。  **＜特定事業所の拡充＞**  ➢基幹相談支援センターが介護関係、既存のサービス障がい福祉事業所（放課後等デイサービス事業所や就労継続支援B型事業所等）、精神科病院、訪問看護ステーションへの声掛け、「障がい児者施設連絡会　施設長会・主任会」での働きかけを行い、新規指定につなげることができた。  　　　こうした取り組みにより、この２年で、指定特定相談支援事業所が8ヵ所増加した。また、サービス等利用計画の作成率（39％→62％）がアップした。  **＜アンケート結果に基づく研修の実施＞**  ➢研修の企画については、基幹相談支援センターが設計図を作成し、相談支援事業所連絡会で委託相談支援事業所の意見をもらい、実施。  ➢平成30年度に相談支援事業所に対し、アンケートを実施。その結果見えてきた課題は、  ①相談支援専門員がベテランと初任者に二極化している  ②事業所拡大の結果、分野別に研修を実施する必要が出てきた  の２点であった。  ➢①の課題については、初任者が増加していることも踏まえ、２年以内の初任者向けに、「初任者ゼミ」を開催。  ➢②の課題については、ケアマネジャーから相談支援専門員になった方向けにケアプラン作成との相違点を学ぶ研修、障がい児支援については教育との連携を重視した研修など、目的別に実施。  **【初任者対象ゼミ】**（基幹相談支援センター）  　　目的：相談支援の流れ、ルール、申請書類の確認、経験者からの助言や初任者ゼミ同士の意見交換で  気づきや理解を深める。また、基礎資格及び職種の分野に分かれて特化した内容を学ぶとともに、  地域にある社会資源ツアーにより、担当者との顔合わせ、事業所特性などを理解する。  　　対象：市内にある相談支援事業所に所属する２年未満の相談支援専門員  　　内容：①共通事項研修（制度説明、相談支援過程の理解、経験談、意見交換）  　　　　　　 ②分野別研修（介護保険G・障がい児支援G・既存事業所G・精神保健G）  　　　　　　　③社会資源見学ツアー（多機能・施設＆GH・就労系・精神系・重心系・生活系・移行系）  【その他研修テーマの例】  「自立支援協議会の機能と相談支援体制の現状報告」（講師：相談支援事業所職員・市職員）  「意思決定支援の基本的な考え方」（講師：学識経験者）  「計画作成の流れ、各申請書の記載方法について」（講師：基幹相談支援センター職員・市職員）  「モニタリングの具体的な記載方法について」（講師：外部講師・市職員）  「就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメント」（講師：市職員・就労継続支援B型事業所職員）  「サービス種別の理解(日中活動の現状と課題)」（講師：障害福祉サービス事業所職員）  「相談支援専門員同士の交流会」（グループワーク形式にて実施）  ◆**相談支援事業所連絡会の開催**（自立支援協議会事務局主催）  ➢自立支援協議会が主体となり、事業所連絡会を開催し、相談支援専門員のスキルアップを図るための研修会を計画するなど、平成30年度より順次相談支援の質の充実に資する取組みを推進。  **【相談支援事業所連絡会】**  　　目的：連携・連絡・情報交換・質の担保など  　　対象：市内の相談支援事業所等  　　内容：①サービスの利用手続き（サービス等利用計画の流れなど）  　　　　　　 ②地域生支援拠点等整備の説明会  　　　　　　 ③地域の社会資源シリーズ　日中系サービスとの連携（生活介護・就労継続B型）  ④地域の社会資源シリーズ　訪問系サービスとの連携（居宅介護・重度訪問介護・移動支援）  ⑤地域の社会資源シリーズ　日中系サービスとの連携（精神科デイケア）  ⑥相談支援専門員交流会  **◆巡回型総合相談の実施**（基幹相談支援センター主催）  ➢基幹相談支援センターの啓発、初任者の相談支援専門員のフォロー、課題抽出を目的に実施。  ➢市内にある相談支援事業所を支援しつつ、地域課題を抽出することを目的に、特定事業所を巡回訪問し、相談支援における困りごとや不明な点を確認し、個別対応していくとともに、支援していく中で気づいた地域課題の抽出を行っている。また、相談支援事業所連絡会での研修内容に関するアンケート調査を行う。  **◆他機関との連携した研修会**  　【研修会の例】  「権利擁護研修～利用者の自己決定とその支援者の役割～」（権利擁護部会、高齢介護課との連携）  「地域移行・地域定着に関する研修」（市内の精神科病院、広域C、保健所、行政、基幹C）  「障がい者施設連絡会研修会」（市内にある施設連絡会が主催、基幹Cが協力）  「保護者向け福祉事業所合同説明会」（特別支援学校、市内施設連絡会、就労支援部会との共催） |

|  |
| --- |
| **大東市　『大東市障害者総合支援協議会における新たな取組み』** |
| **１．大東市の概要**  （平成31年4月1日現在）   |  |  | | --- | --- | | 総人口（推計人口）（H31.４） | 120,537人 | | 障がい者手帳所持者数（H31.3末） | 身体：4,713人、療育：1,208人、精神：947人 | | 基幹相談支援センターの設置状況 | １ヵ所（H25.8設置）※大東市障害者生活支援センター内に設置 | | 基幹相談支援センターの運営形態 | 民間委託型（公益社団法人に委託） | | 委託相談支援事業所の数 | 4ヵ所 | | 指定相談支援事業所の設置状況 | 指定特定：1２ヵ所、指定障がい児：11ヵ所、指定一般：4ヵ所 | | 自立支援協議会の設置状況 | あり（H19.4.7設置） | | 相談支援部会の設置状況 | なし（Ｈ29年度よりワーキング形式を開始） |   **２．大東市の取組み**  **◆新しい協議会の立ち上げ**  ➢大東市障害者総合支援協議会の立ち上げから10年が経過し、その中で見えてきた協議会の課題や在り方を踏まえ、平成29年度から新しい協議会を立ち上げ、相談支援体制の強化を図っている。  **【新しい協議会の特徴】**  ●協議会の中心に当事者・家族を　⇒当事者・家族の声が反映される仕組みづくり  ●相談支援体制の強化　⇒市内の全相談員を対象にした集まりの立ち上げ  ●専門部会方式から課題抽出⇒課題解決方式に  ⇒市に丸投げするのはやめて、「公」と「民」が協力して課題の原因を考え、解決していく仕組みづくり  ●提言を挙げるための専門部会ではなく、課題を少しでも解決できるための集まりを  ⇒ワーキング方式の導入  **◆相談支援体制の強化①**  ＜**相談支援ネットワークの立ち上げ＞**  ➢市職員や相談支援専門員、障害者就業・生活支援センター職員を対象にした集まりを2ヶ月に1度実施。  「事例検討」をグループワーク方式で行う。  ➢1グループ5名程度のグループで事例検討を行う。その中で残された課題を整理し、課題を抽出。  毎回、5グループ程度で年間約30ケースの事例を検討。  ➢会議の目的は、①相談員のスキルアップ、②実務者間のネットワーク強化、③地域課題の集約。  ＜**相談支援定例会の立ち上げ＞**  ➢市、委託相談支援事業所の実務者の中心人物が集まり、課題整理・原因分析・地域課題の抽出・解決策を検討。相談支援体制を基幹相談支援センターと一緒になり、検討する場。相談支援ネットワークの企画・準備・運営も担う。  **◆相談支援体制の強化②**  **＜相談支援ネットワーク運営の鍵＞**  ➢全員が必ず発言できるように！！  グループワーク方式で少人数となることから、全員が必ず発言できる。そこで、事業所間を越えたネットワークができ、普段の業務からも相談し合える関係になる。  ➢委託相談、基幹相談の役割を明確化！！  ●グループワークのファシリテーターを委託相談支援事業所が担い、事前に事例提供者と打ち合わせを行う方式を取っており、相談員が普段から委託相談支援事業所に相談しやすいようになっていくしかけづくり。  ●事例検討会終了後に基幹相談支援センターから事例提供者にフォローアップを行う。内容によって、後方支援を検討したり、次回の会議に反映していく。  ➢会議(事例検討会)が形骸化しないように、参加者にとって意味のあるものにする！！！  基幹相談支援センターだけで一方的に進めるのではなく、各相談員の声を聴きながら、柔軟に形を変えながら行っていくという姿勢を持つ。  **◆相談支援体制の強化③**  ➢担当するケースの当事者・家族が抱える課題を相談員や事業所止まりにしないという考えを全相談員に浸透させる。  ➢各相談員が普段の相談時やサービス担当者会議等から、この当事者や家族の抱える残された課題は何なのかということを意識するようにする。  ➢課題を浮き出していくには、本人の希望する暮らしや目標等をはっきりさせることが重要。  ➢「本人の希望する暮らしや目標」をひきだす方法として、**サービス等利用計画の**質の向上とサービス等利用計画を検証する仕組みづくり必要。事例検討会だけでなく、相談員のスキルアップのための勉強会を実施。  **◆課題抽出方法**  ➢当事者自らが声を挙げることのできる場をつくるため、総合支援協議会内に「当事者の会」を立ち上げ。  ➢公募方式で委員を募集。現在、第2期メンバー15名で会議を行っている。委員の障害種別は、肢体・視覚・知的・精神等さまざまである。  ➢会議の目的は、「当事者の声」を聴くこととし、挙がってきた課題を整理し、総合支援協議会内で原因や解決策  を検討。  **【これまでに挙がった主なテーマ】**  　　　「災害時の不安」、「地域との関わり方」、「入所施設での暮らし」、「就労」、  　　　「外出・社会参加」、「ヘルパーの質と量の確保」、「自己決定」　　　等  ➢その他、様々な機関（各サービス事業所連絡会、多職種(高齢分野、CSW、教育関係、企業等)の集まりなど、地域との連携によって、情報収集を行っている。  **◆課題解決に向けた取組み**  ➢相談支援ネットワークや当事者の会等から挙がってきた課題を分析・整理し、解決方法を検討する場づくり。  **＜相談支援定例会＞（市や委託相談支援事業所の実務者の中心者の集まり）**  ➢挙がってきた全ての課題を一覧表で整理、原因分析を行い、地域課題を絞り出しながら、解決策を検討する。このメンバーだけで解決できるものもあるが、ワーキングを立ち上げる必要があるものについては、ワーキング立ち上げも発案していく。  **＜運営委員会＞（市や委託相談支援事業所の管理者等が中心の集まり）**  ➢相談支援定例会等から挙がってきた地域課題やワーキングの発案を検証し、決定を行う場。地域課題だけが挙がってきたものは、ここでもワーキングの立ち上げも検討する。  ➢ワーキングの進捗状況やその後についても責任を持ち、地域課題解決に向けた議論を行う。ワーキング等を実施した上で、最終的に提言を挙げることで解決する可能性が広がるものを絞り出した上で、市への提言も考える。  **＜全体会議＞（地域のさまざまな職種の関係者(代表者レベル)の集まり）**  ➢運営委員会から挙がってきた地域課題やワーキング、提言内容等について情報共有し、検証・協議を行う。  **【これまで取り組んできたワーキング】**  ●グループホーム事業所連絡会立ち上げ準備ワーキング　●社会資源情報共有システム構築ワーキング  ●障害者差別解消法事例抽出ワーキング　●地域移行方策検討ワーキング  ●多職種連携方策検討ワーキング　●防災訓練検討ワーキング  ●行動障害実態調査ワーキング　●医療的ケア実態調査ワーキング  ●18歳問題検討ワーキング |